

資料 ②

目

次

・ 近年の金融関連税制と金融証券市場の動き	1
・ 少額貯蓄非課税制度等の概要	2
・ 老人等の少額貯金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移	3
・ 租税特別措置による減収額（23,620億円）の内訳（平成13年度ベース）	4
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（9,770億円）の内訳（平成13年度ベース）	5
・ 利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方（抄）利子課税のあり方	6
・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）非課税貯蓄制度	8
・ 個人金融資産の運用先	9
・ 家計の金融資産残高（名目）の推移	10
・ 主要国における個人金融資産残高の内訳	11
・ 年齢別の1世帯当たり貯蓄・負債残高	12
・ 世帯人員1人当たり平均年間収入金額と平均貯蓄額	13
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）	14
・ 高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移	15
・ 収入五分位階級別の株式及び預貯金等分布状況比較（総額に占める各分位毎のシェア）	16
・ 申告分離課税の実効税負担（1年超保有株式）	17
・ 損失の繰越控除について	18
・ 源泉分離選択課税制度の下での損失の繰越しの問題点	19

近年の金融関連税制と金融証券市場の動き

	金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
62～元	○消費税の導入を含む抜本税制改革 [利子] ・一般マル優廃止（老人マル優等の創設） ・利子に関する源泉分離課税（金融類似商品等も同様） ・道府県民税利子割の創設 [株式譲渡益] ・株式譲渡益原則非課税の廃止、申告分離・源泉分離選択制の導入	○国債の大量発行・金融の国際化 ○前川レポート
8	○株式譲渡益課税の適正化（みなし利益率の引上げ）	○金融制度改革法 ・銀行・証券相互参入 ・金利自由化
10	○国外送金等に係る調書提出制度の施行 ○ストックオプション税制の一般化 ○S P C、会社型投信に係る税制の整備 ○電子帳簿保存法	○金融システム改革 ・外為自由化 ・S P C、会社型投信の制度整備 ・株式売買手数料の自由化 ○商法改正（ストックオプション制度の導入）
11	○有価証券取引税、取引所税の廃止 一体として株式譲渡益課税の申告分離への一本化（平成13年4月から）を法定	
12	○エンジェル税制（ベンチャーに投資する個人投資家への支援）の整備 ○S P C、投資信託等に係る税制の整備	○集団投資スキーム（S P C、投資信託等）の整備
13	○株式譲渡益課税の申告分離への一本化を2年延期(平成15年4月から) ○長期所有株式に係る少額譲渡益非課税制度の導入	

少額貯蓄非課税制度等の概要

区 分	内 容	非課税限度額	1人当たり貯蓄額
老人等の少額貯蓄非課税制度（加優）	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本350万円	196万円（10年3月末）
〃 の少額公債 〃 （特別加優）	国債及び公募地方債の利子	額面350万円	164万円（10年3月末）
〃 の郵便貯金 〃	郵便貯金の利子	元本350万円	295万円（12年3月末）
勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上	元本550万円	192万円（12年3月末）
〃 年金貯蓄 〃	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上、据置期間5年以内、年金支払期間5年以上	元本550万円 （生損保等は385万円） （注）財形を併せて550万円	149万円（12年3月末）

- （備考）
1. 昭和63年4月に少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。
 2. 「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。
 3. 非課税限度額は、平成6年に従来の300万円から350万円に引き上げられた（財形：500万円→550万円）。

老人等の少額預金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移

年度	減収額 (億円)		(参考) 非課税貯蓄残高 (兆円)		
	所得税	住民税	郵便貯金	少額貯蓄	少額公債
平成 3	5, 8 5 0	1, 9 5 0	2 4. 9	2 7. 8	3. 3
4	4, 3 3 0	1, 4 5 0	2 5. 4	2 7. 2	3. 4
5	3, 7 6 0	1, 2 5 0	2 7. 0	2 7. 3	3. 2
6	2, 4 1 0	8 0 0	2 9. 1	2 8. 5	2. 9
7	2, 4 6 0	8 2 0	3 1. 3	3 0. 6	3. 7
8	9 8 0	3 3 0	3 2. 7	3 1. 0	3. 7
9	8 1 0	2 7 0	3 3. 2	3 0. 5	3. 7
10	7 6 0	2 5 0	3 3. 8	3 0. 2	3. 7
11	6 1 0	2 0 0	3 3. 4		
12	6, 4 9 0	2, 1 6 0	3 3. 8		

- (備考) 1 非課税貯蓄残高は、毎年3月末のものである。
 2 減収額は、財形貯蓄（住宅・年金）利子非課税分を除いた金額である。
 3 平成5年度の非課税限度額引上げ（300万円→350万円）による減収額は約290億円（新たな非課税限度額は新規預入分から適用）。

○ 租税特別措置による減収額 (23,620億円)の内訳 (平成13年度ベース)

所 得 税 16,620億円(70.4%)					法人税 4,900億円(20.7%)	その他
住 宅 ロ ー ン 控 除	生 損保控除	老 人 マ ル 優 等	そ の 他	法 人 税	投 資 減 税 景 気 対 策	そ の 他
(24.9%)	(1.9%)	(25.4%)	(8.1%)	(14.4%)	(6.4%)	(8.9%)
5, 870億円	2, 820億円	6, 010億円	1,920億円	3, 390億円	1,510億円	2,100億円
		郵貯集中満期分除き1,130億円)				

注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収 (46,200億円)がある。

備考) 上記のほか、緊急経済対策 (13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲910億円がある。

○ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,770億円)の内訳(平成13年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (40.5%) 3,960			法人住民税 (8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	固定資産税 (33.3%) 3,250
生命保険料 ・損害保険 料控除 (10.2%) 1,000	老人マル優等 (20.6%) 2,010 (郵貯集中満期分除き380億円)	その他 (9.7%) 950	(8.0%) 780	(9.8%) 960	(33.3%) 3,250
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (8.4%) 820	

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,000億円は含まれていない。
2 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
(備考) 上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲約10億円がある。

利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方

(税制調査会「利子・株式等譲渡益課税小委員会」) 平成4年11月24日 一 抄 一

5 利子課税のあり方

- (5) 利子課税に関する論点の一つとして、非課税貯蓄制度のあり方について、現行制度の限度額の問題を中心に議論が行われた。この非課税貯蓄制度は、先般の税制改革において、多額の利子課税が課税ベースから外れていたことにより所得種類間の税負担の不公平があったこと、高額所得者ほどより多くこの制度の利益を受けていたという事情があったこと、貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていたこと等から、先般の税制改革の基本的視点である課税ベースの拡大という考え方に即して、原則として廃止され、例外的に稼得能力が減退した老人等に対象を限定した少額貯蓄非課税制度等が設けられたところである。

これらの現行の非課税貯蓄制度は、老人等にとって有用な制度であり、限度額いっぱいを利用している層も存在すること、また、先般の非課税貯蓄制度の抜本的見直し以前をも含めて考えれば長期間にわたって限度額が据え置かれていること等にかんがみ、限度額を引き上げる必要があるのではないかという意見があった。

しかしながら、この点については、上述した先般の税制改革における非課税貯蓄制度の見直しの趣旨からすると課税ベースを縮小するような措置は基本的にとるべきではないこと、現行限度額総額 900 万円に対して現時点における平均的な制度利用残高は約 350 万円にとどまっていること、高齢者間において大きな資産格差が存在する状況の下での限度額の引上げは現行限度額以上の貯蓄を行い得る一部の高齢者のみが利益を享受する結果となることといった諸事情を勘案すると、非課税貯蓄限度額の引上げは行うべきではないという意見が大勢を占めた。

さらに、これらの制度は所得・資産の状況が様々である高齢者を一律に優遇する制度であり、しかもより多くの貯蓄を有する者に対してより多くの補助を行う結果になっていること、これらによる減収額は現状においても地方税を含め約 5,800 億円と多額にのぼり租税特別措置の中で最大規模のものとなっているが、今後高齢化が一層進展し国民負担がある程度上昇せざるを得ない状況の中であって、こうした制度を維持するのが税財政政策のあり方として適当であるのか疑問であること等にかんがみ、これらの非課税貯蓄制度を廃止するべきであるという意見が少なからずあったことを指摘しておきたい。

また、制度自体の存在意義は認められるとしても、例えば現行の非課税を改め低率分離課税に移行する等の工夫により、課税ベースの拡大を図るべきではないかという意見等もあった。

いずれにせよ、前述したように、先般の税制改革においては、課税ベースの拡大を図り、課税の公平性や制度の簡素性等を確保する見地から、少額貯蓄非課税制度や財形貯蓄非課税制度等の貯蓄優遇税制のあり方について抜本的に見直しを行ったところであり、今後とも、その基本的な考え方は維持されるべきであると考えている。

税制の抜本的見直しについての答申

(税制調査会) 昭和61年10月28日 一抄一

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

11 利子・配当課税

(2) 非課税貯蓄制度

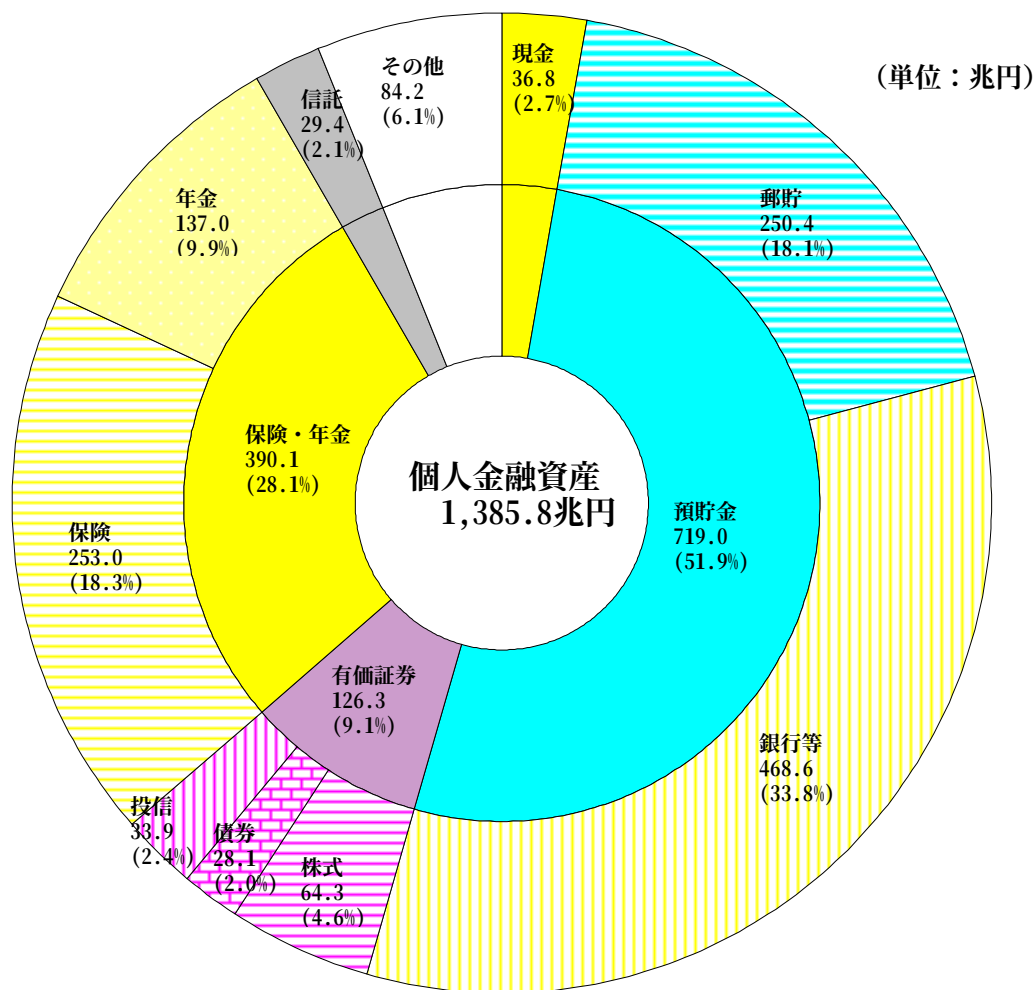
④ 非課税貯蓄制度の見直し

イ 非課税貯蓄制度については、個人貯蓄の大半がその適用を受けており、その結果、多額の利子が課税ベースから外れており、所得種類間の税負担の不公平をもたらしているほか、高額所得者ほどより多く受益しているという現状にある。これに加え貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていること等に顧みれば、この際、今回の抜本的改革の基本的視点に照らし、これらの利子に対しても課税を行う方向で見直しをすることが適当であるとするのが、意見の大勢であった。

(略)

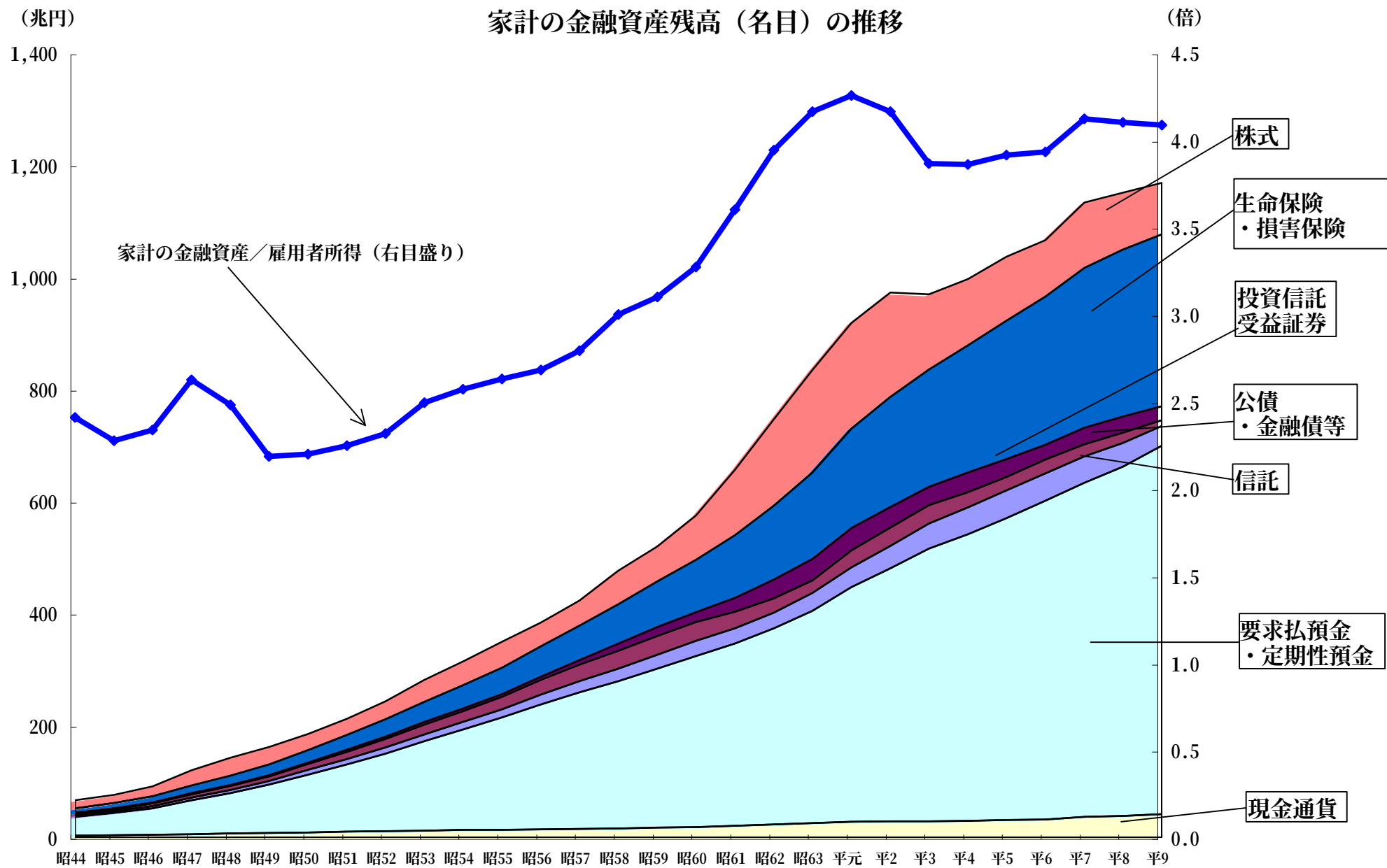
ロ 非課税貯蓄制度を見直すこととする場合にも、所得の稼得能力が減退した人に対する配慮として、老人、母子家庭等に対しては、少額貯蓄非課税制度等(少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度)を維持していくのが適当であるというのが大方の意見であった。

個人金融資産の運用先(2001年3月末 (速報))



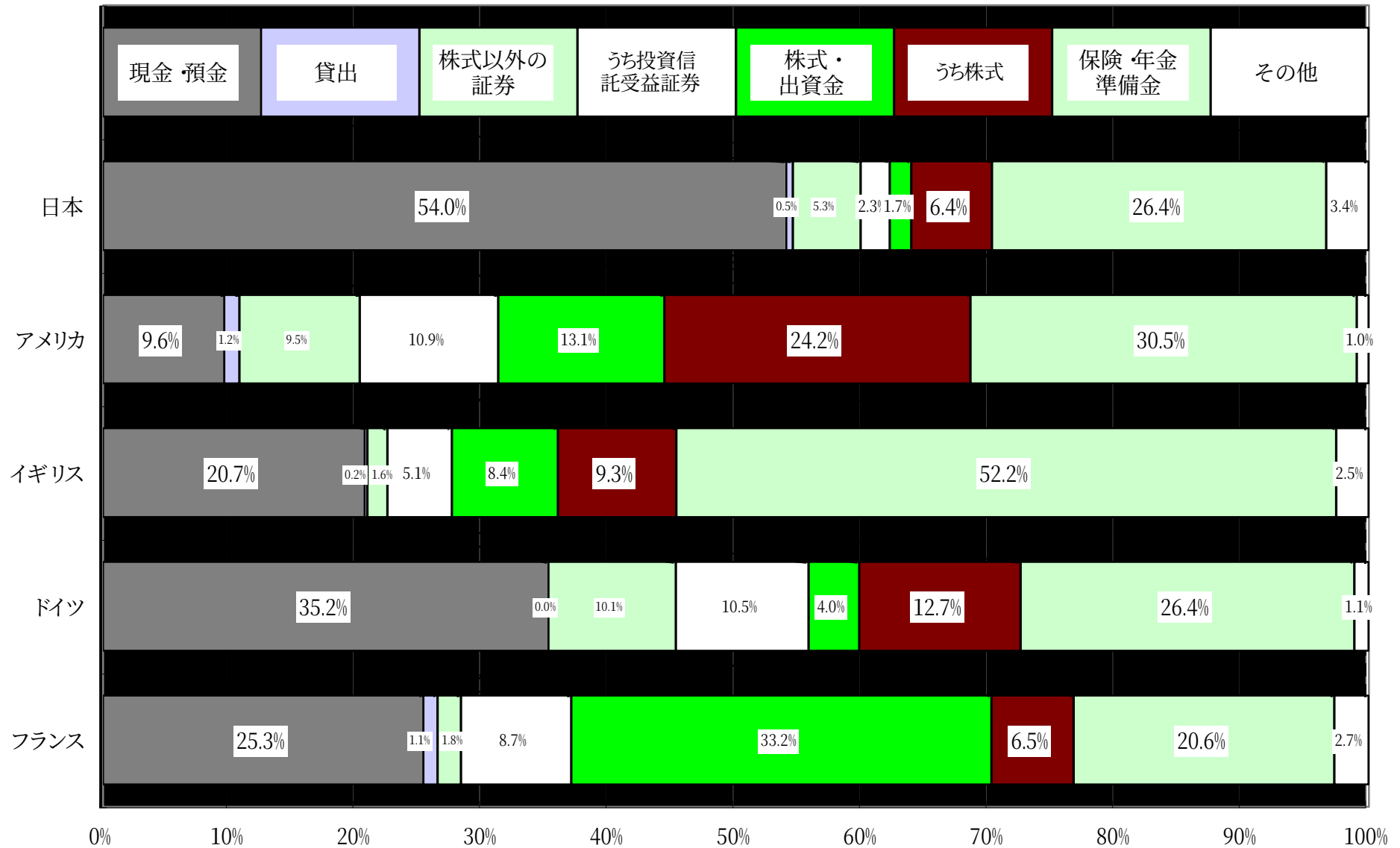
(注) 銀行等: 流動性預金+定期性預金(除く郵貯)+譲渡性預金+外貨預金
 債券: 国債+地方債+政府関係機関債+金融債+事業債+抵当証券
 その他: 株式を除く出資金+金融派生商品+預け金+未収・未払金
 +対外証券投資+その他

〔出典：資金循環統計(日本銀行)〕



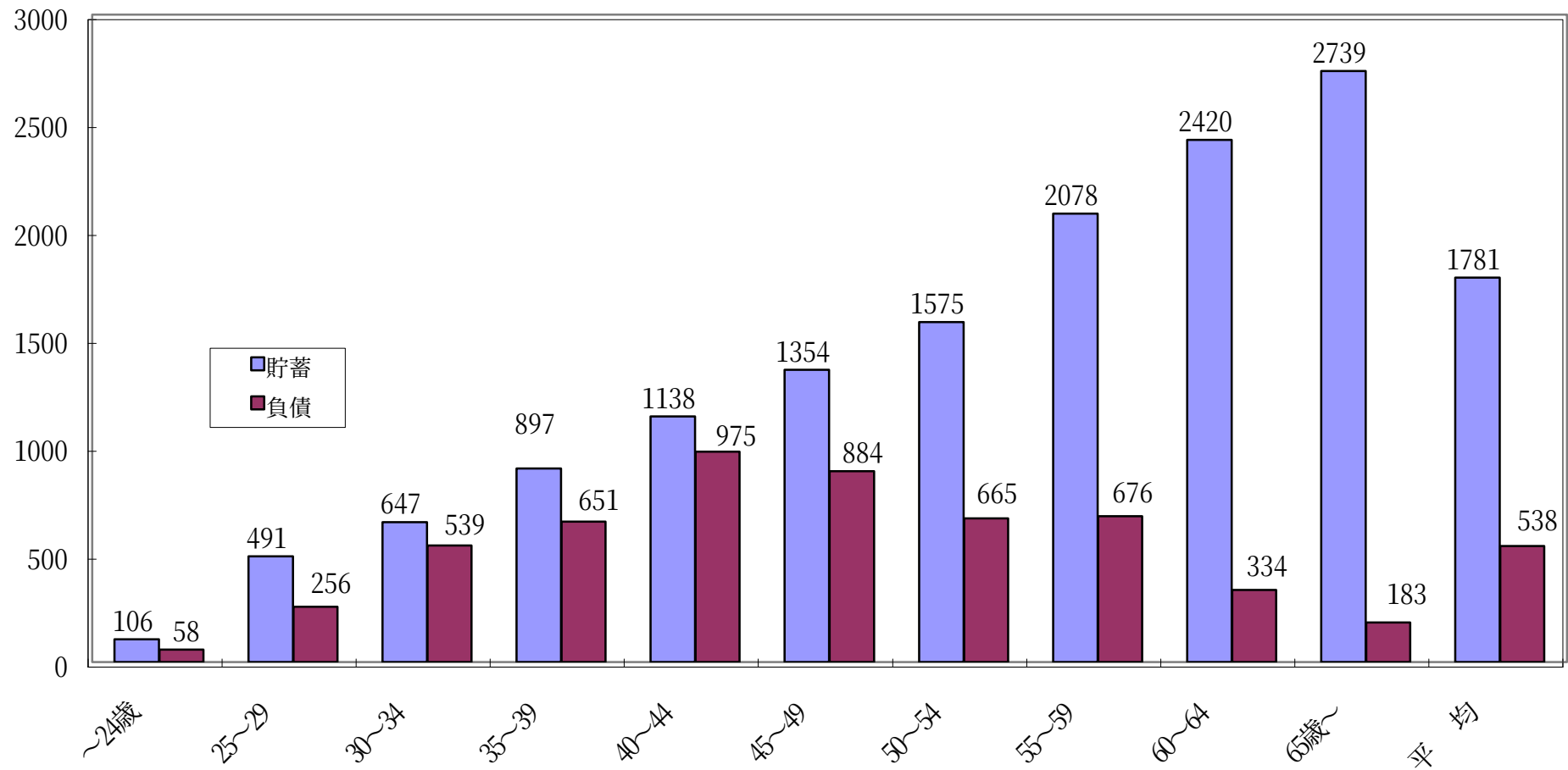
（資料）経済企画庁「国民経済計算年報」より作成。年度末の残高。

主要国における個人金融資産残高の内訳



備考) 国際比較統計2000」(日本銀行)より作成。1999年末の残高。
 注) 個人」は、資金循環勘定の「家計」と「対家計非営利団体」とを加えたもの。
 ただし、日本の対外証券投資分0.3%は「その他」(他国は「株式・出資金」)。

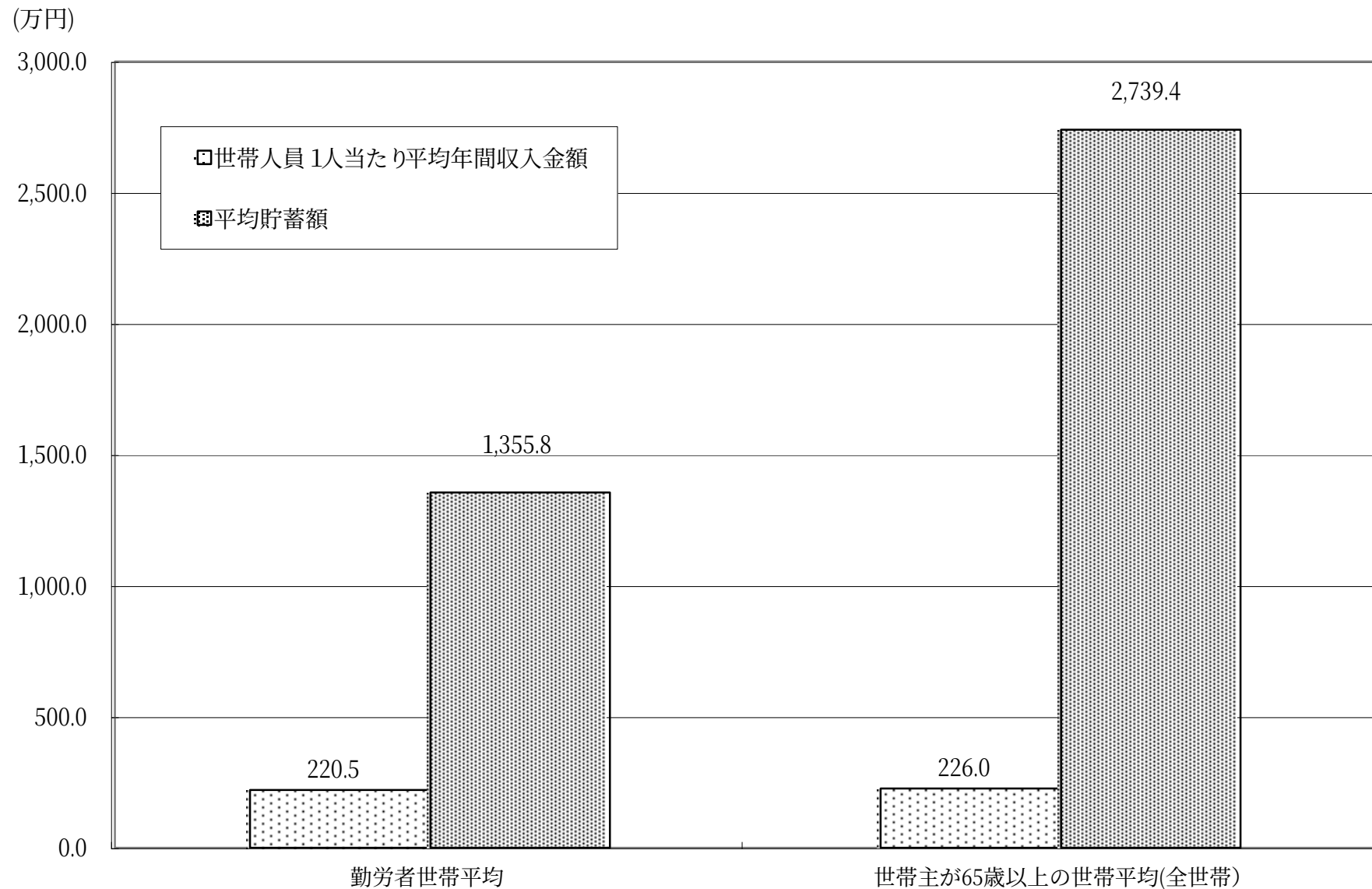
年 齢 別 の 1 世 帯 当 た り 貯 蓄 ・ 負 債 残 高 (平 成 12 年)



(出所) 総務省「貯蓄動向調査報告 平成12年」

注) 同調査における貯蓄とは、通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

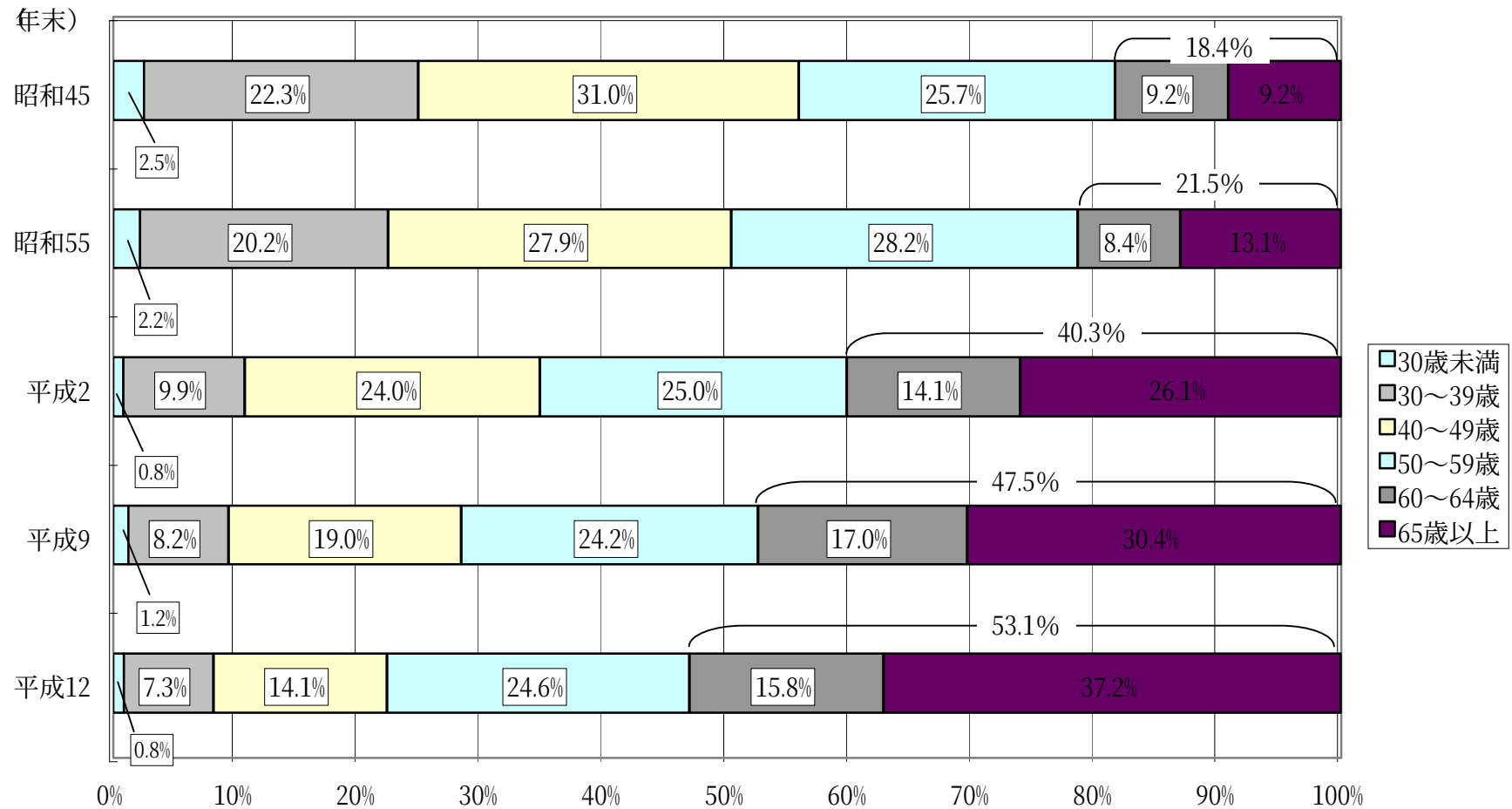
世帯人員1人当たり平均年間収入金額と平均貯蓄額



備考) 総務省「貯蓄動向調査報告(平成12年)」により作成。

注) 同調査における貯蓄とは、通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高 構成比)

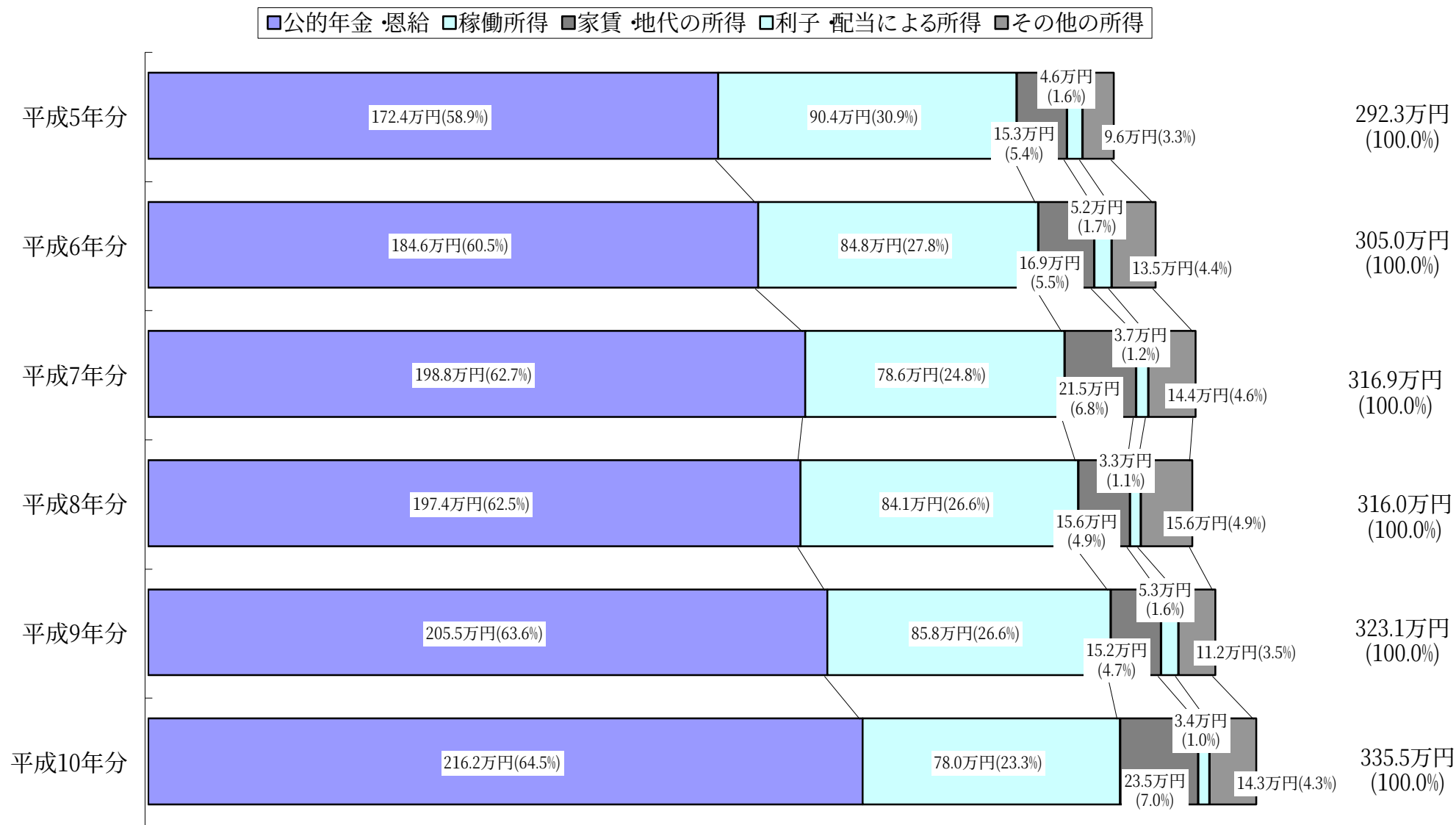


資料)総務省「貯蓄動向調査」より試算。

注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯、単身世帯等を除くを調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

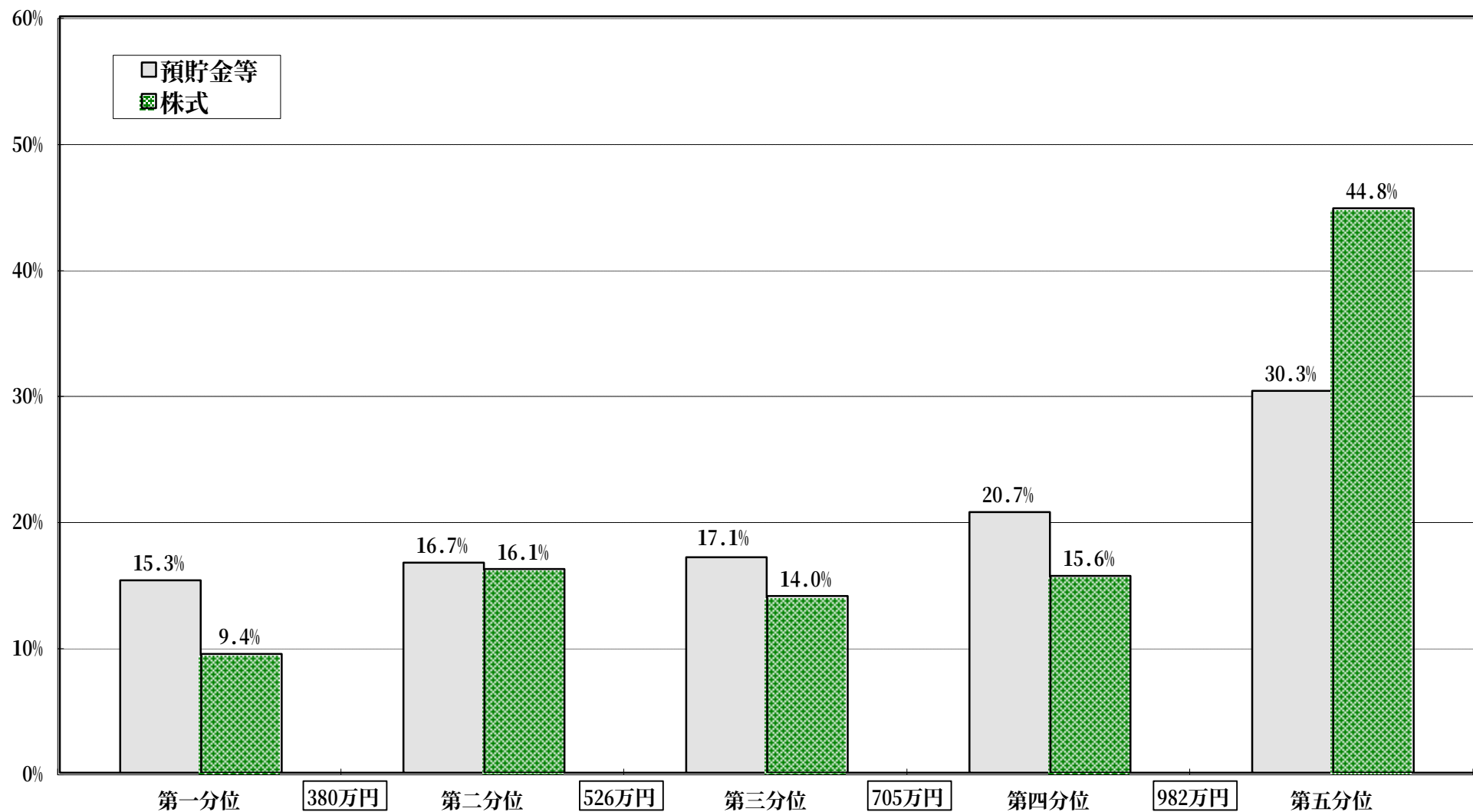
なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移(平成5年～平成10年)



- (備考)
1. 国民生活基礎調査」(厚生労働省)による。
 2. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満未婚の者が加わった世帯をいう。
 3. その他の所得とは、企業年金、個人年金、一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典などをいい、株式の譲渡による所得は含まれない。

収入五分位階級別の株式及び預貯金等分布状況比較（総額に占める各分位毎のシェア）

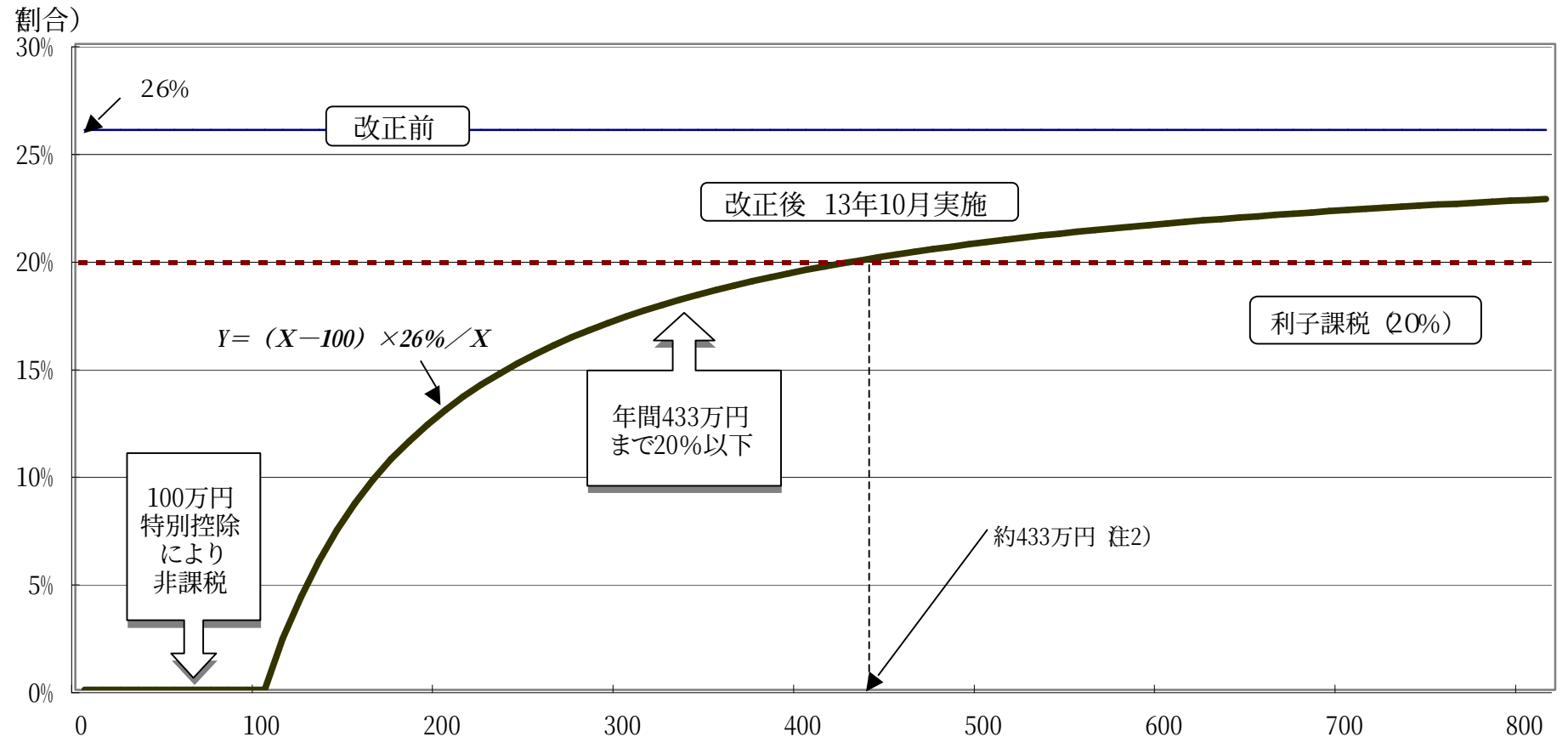


(注)1. □内は年間収入の各分位の境界値である。

2. 預貯金等には、通貨性預金、定期性預金、生命保険等、金融機関以外への貯蓄を含む。

(備考) 総務省「貯蓄動向調査報告(平成12年)」により作成。

申告分離課税の実効税負担（1年超保有株式）



譲渡益 = 売値 - 買値) 万円)

(注 1) 100万円特別控除は、1年超保有の上場株式を13.10.1～15.3.31の間に譲渡した場合に適用される。

(注 2) $(X - 100 \text{万円}) \times 26\% = X \times 20\%$ これを満たす $X = 433 \text{万円}$

(注 3) 個人の平均年間売買回転率は 0.35回 (個人の保有株式数と年間の売却株式数から推計)

・利益率 10%の場合

⇒ 譲渡益433万円に対応する株式の保有総額 = 約1億2300万円

◎株式譲渡益の源泉分離課税の場合は、売値の1.05%課税 (みなし利益率の下、税率20%)

損失の繰越控除について

暦年課税の原則

個人所得課税は、1年間に稼得した所得を捉え、その所得の大小に応じて累進的な負担を求める課税であることから、暦年ごとに所得を把握するのが基本であり、所得計算において生じた損失については、原則として、翌年以後の所得金額に影響させないこととしている。

暦年課税の例外として損失の繰越控除を認めているもの……繰越期間)翌年以後 3年間

所得税法に規定されているもの)

- 純損失の繰越控除 ・ 青色申告の場合 居住用財産の譲渡損失を除く
 - ・ 変動所得の金額の計算上生じたもの
 - ・ 被災事業用資産の損失

- 雑損失 (災害、盗難等による損失)の繰越控除

租税特別措置法に規定されているもの)

- 特定の居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 (平成10年度創設(※)～15年12月末まで)
創設の趣旨等)

バブル期にローンにより住宅を取得したが、その後の値下がりにより含み損を抱え、住宅買換え等に踏み切れずにいるような者の住替えを支援する観点から、個人が居住用財産の譲渡損失を有する場合に、一定の要件の下で翌年以後 3年間の繰越控除を認めるもの。

- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除 (いわゆるエンジェル税制) (平成9年度創設)
創設の趣旨等)

投資リスクの高い、創業期のベンチャー企業への個人投資家による資金供給を支援する観点から、個人投資家が取得した 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に規定された一定の要件に該当するベンチャー企業 (特定中小会社)の株式について、上場等の日の前日までに譲渡等による損失が生じた場合に、翌年以後 3年間の繰越控除を認めるもの。

(注)上記については、地方税法上も同様。

(※)地方税は平成11年度創設。

源泉分離選択課税制度の下での損失の繰越しの問題点

